**別紙２**

**看護師等就労環境改善施設整備費補助金　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ　既に着工している事業、補助内示前の時期に着工する予定の事業は対象となるか？**

**Ａ**対象にはなりません。

補助内示決定後に着工する事業のみが補助の対象です。

　　着工には、工事請負業者選定や契約を含みます。

**Ｑ　建物と同時に整備する備品類や機器類は補助の対象となるか？**

**Ａ**対象にはなりません。

この補助金の対象は施設に対する工事費です。

**Ｑ　工事請負業者との契約手続はどのように行うのか？**

**A**県においては、競争性や公平性を確保するため一般競争入札を行っています。

事業実施者（病院）と請負業者との契約になりますが、補助金（公金）が充てられるため、県の手続にならい、一般競争入札を原則としていただきます。

**Ｑ　補助を受けて整備した部屋を別の部屋に転用することは可能か？**

**A**補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、

厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は

廃棄してはならないことになっています。

　承認を受けた上で、補助金を返還していただくことになります。